

伐採及び伐採後の造林の届出制度が 令和4年4月1日から変わります

森林を伐採する場合は、森林所有者等による事前の届出が義務付けられており、伐採者と造林者が異なる場合は連名で届け出ることとなっています。

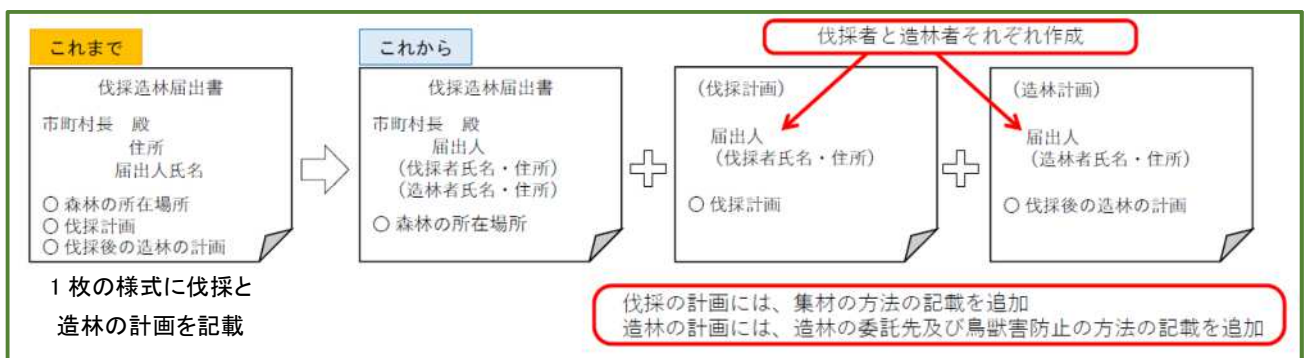
しかし、伐採者と造林者の役割分担が曖昧で、造林計画の検討が十分でないことから、再造林されない事例などが発生しています。

そこで、伐採者と造林者の責任を明確にするため、伐採造林届に、伐採者による伐採計画書と、造林者による造林計画書を添付すること等とされました。

令和4年4月1日以降の届出には、この改正が適用されます。

○主な改正点

【届出】 伐採者は伐採計画書、造林者は造林計画書を作成し、連名による伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。



【報告】 伐採者は伐採作業後（主伐に限る）に伐採状況報告書を、造林者は造林作業後に造林状況報告書を提出します。

